

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和4年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件はない。

不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
係 属	前年からの繰越		4	0	1	2	0	
	新 規 申 立		0	2	1	0	0	
	計		4	2	2	2	0	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
			一部	1	0	0	1	0
		棄 却		0	0	0	1	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		1	0	0	0	0
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		2	1	0	0	0
	計		4	1	0	2	0	
	終結事件の平均処理日数(日)			360	83	—	530	—

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	-	0	0	0	0	0
4年新規分	不当労働行為	0	0	0	0	17
	法人登記	0	0	0	0	
	委員推薦	17	0	0	0	
	労働者供給事業	0	0	0	0	
合計		17	0	0	0	17